

平成十六年政令第一百十六号

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令

内閣は、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成十六年法律第二十三号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付については、同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

附則	第七十八条第二項	三十三万千四百円	二十二万八千六百円	円	第七十八条第一項	六十万三千二百五十九万六千二百円	七万五千七百円	百円	第八十二条第一項	六千六百円	四百二十七万三千二百五十九万六千二百円	百円	第八十二条第三項第一号	九千九百円	二三百三十八万二千五百九百円	百円	第八十二条第三項第二号	一千四百円	二三百三十八万二千五百九百円	百円	第八十三条第三項第三号	二十三万九千四百円	二三百三十八万二千五百九百円	百円	第九十条	六十万三千二百五十九万六千二百円	百円	附則第十二条の乗じて得た金額
四の二第二項第一号	百円	六十万三千二百五十九万六千二百円	七万五千七百円	百円	百円	六千六百円	四百二十七万三千二百五十九万六千二百円	百円	百円	六千六百円	四百二十七万三千二百五十九万六千二百円	百円	百円	九千九百円	二三百三十八万二千五百九百円	百円	百円	一千四百円	二三百三十八万二千五百九百円	百円	百円	二十三万九千四百円	二三百三十八万二千五百九百円	百円	百円	六十万三千二百五十九万六千二百円	百円	附則第十二条の乗じて得た金額

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。